

みやぎ復興住宅整備推進会議 後援等名義使用承認基準

第1 目的

みやぎ復興住宅整備推進会議（以下「推進会議」という。）は、東日本大震災からの住宅の復興を推進することを目的として実施される住宅相談会、セミナー等の事業（以下「事業」という。）について、適当と認めるときは後援又は協賛（以下「後援等」という。）することとし、その基準を定める。

第2 承認基準

次の各号のすべてを満足する事業について、後援等名義の使用を認めることとし、その適否は推進会議幹事会で判断する。

- (1) 東日本大震災からの住宅の復興を推進することを目的として実施するものであること
- (2) 行政機関又は公的機関との連携のもとに実施するものであること又は団体として実施するものであること
- (3) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的として実施するものでないこと

第3 申請手続き等

後援等名義使用の承認を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した後援等名義使用承認申請書（様式1）を事業開始の1ヶ月前までに推進会議事務局（宮城県土木部復興住宅整備室）に提出しなければならない。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 主催者、共催者及び後援者の名称
- (3) 後援又は協賛の別
- (4) 開催期日又は期間
- (5) 開催場所
- (6) 参加予定対象及び人員
- (7) 料金を徴収する場合は収支予算書（様式3）
- (8) その他必要な事項

- 2 推進会議は、提出された申請書の内容について適当と判断する場合には、申請者に対し、承認書（様式1）を交付する。

第4 実施報告

申請者は、事業終了後、1ヶ月以内に事業実施報告書（様式2）を推進会議事務局に提出しなければならない。また、料金の徴収を伴う事業については、あわせて収支決算書（様式4）を提出しなければならない。

第5 後援等の取り消し

推進会議は、後援等名義の使用を承認した事業について、第2の各号と異なる事実が認められる場合、その他後援等を行うについて適当でない行為があると認められる場合は、後援等を取り消すものとする。

第6 その他

- (1) 推進会議は後援等をするにあたり経費を負担しない。
- (2) 推進会議は後援等をした事業の実施状況を公表することができる。
- (3) この基準に係る事務は事務局で処理する。
- (4) この基準に定めるもののほか必要な事項については議長が定める。

附 則

この基準は、平成24年7月24日から適用する。